

公 示 日 : 2023 年 8 月 2 日 (水)

調達管理番号 : 23a00457

国 名 : ソマリア及びタンザニア

担 当 部 署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

調 達 件 名 : ソマリア国若者と脆弱層の雇用促進に係る能力強化プロジェクト
及びタンザニア国市場価値のある産業人材育成プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 9 月中旬から 2024 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.54、国内 1.00、合計 2.54
(ソマリア 現地 0.77、国内 0.50、合計 1.27
タンザニア 現地 0.77、国内 0.50、合計 1.27)
- (3) 業務日数 :

ソマリア	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5 日	23 日	5 日
タンザニア	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5 日	23 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提出期限：2023年8月16日（水）（12時まで）

(4) 提出方法：電子データのみ

◇ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」
の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/2023/20330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年8月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載

（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ソマリア及びタンザニア並びに全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

【ソマリア】

ソマリア連邦共和国は、20 年以上にわたる紛争・無政府状態によって国内の経済・社会インフラが崩壊、更には度重なる自然災害（干ばつ等）を経験し、国民全体が非常に脆弱な状態に置かれてきた。2012 年 8 月に暫定政府の統治が終了した後、新政府が樹立され、現在は国家の再建段階にある。以来、7 年間で 2 回の選挙を経て連邦政府を設立し、国家機能を築いてきた。

国家再建が進む一方、2020 年の一人当たり GNI は 320 米ドル、人口の 7 割が一日 1.9 米ドル以下で生活する貧困者であり、ソマリアは依然として低所得国に位置する。さらに、人口の 7 割にあたる 30 歳以下の若年層の労働技能及び雇用機会の不足が他の年齢層と比べて深刻化しており、若者の失業率は男性で 61%、女性で 74%にのぼる。その結果、就労できない若年層が海賊や反政府勢力、犯罪集団に加入・動員することで更なる治安悪化を招き、深刻な社会問題となっている。

かかる状況下、2019 年に発表された第 9 次国家開発計画（The Ninth National Development Plan: NDP-9, 2020-2024）は、貧困削減の 4 つの柱として 1) 包摂的で説明責任のある政治、2) 安全保障の改善と法の支配、3)

経済成長（雇用の増加を含む）、4）社会開発の改善を掲げている。特に第3の柱「経済成長」において、①雇用ガバナンスシステムの構築（関連機関の能力強化）、②中小零細企業の成長促進（起業家の能力強化を含む）、③労働集約産業の成長促進（第一次産業における、特に若者と女性の雇用創出）が戦略目標とされており、雇用創出が国家開発アジェンダの中心に掲げられている。

JICA は、2017 年～2023 年にかけて「計画投資経済開発省（Ministry of Planning, Investment, and Economic Development）」を実施機関として、「若年層雇用に係る能力強化プロジェクト」を実施、2023 年 5 月に協力を終了した。同プロジェクトでは、官民の関連機関・団体に対し、①水産、②建築、③ICT、④起業家育成に関するトレーナー育成研修（Training of Trainers、以下、「ToT」。）及びワークショップが開催された。他方、協力活動終了にあたり、ToT・ワークショップの実施後、受講者が現地の若者や脆弱層（女性、障害者、貧困者等を指す）に対してスムーズに就労・起業支援や経営コンサルテーションを展開できるような仕組み・制度の構築の必要性が現地実施機関や協力機関・団体から提起された。

以上の背景から、就労・起業支援体制の構築と若者と脆弱層への更なる雇用促進を目的とし、ソマリア政府は我が国に対して技術協力プロジェクト「若者と脆弱層の雇用促進に係る能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を要請した。

本詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じてプロジェクトの協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、ソマリア側関係者とプロジェクトの内容を協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）で合意すると共に、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析した上で、事前評価を行うことを目的とする。

【タンザニア】

タンザニア政府は 1999 年に発表した長期計画「Vision 2025」において、2025 年までの中所得国入りを掲げており、その中で工業化の推進を重視している。また、タンザニア政府は 5 年毎に中期開発計画（Five Year Development Plan（以下「FYDP」））を更新しており、第 3 期にあたる FYDP-III（2021 年 6 月策定）では、経済変革と人材育成による工業化促進を主要政策課題として掲げている。タンザニアにおける労働人口は約 2,800 万人（NBS: National Bureau of Statistics, 2018）とされているが、同国の産業人材育成機関に該当する The Vocational Education and Training Authority (VETA) が実施した調査では、

「同校卒業生の75%が雇用される或いは自営しているが、うち約30%が非正規雇用」という状況が言及され、同機関で教育を受けた人材が産業界のニーズに則していない面が示唆されている。加えてFYDP-IIIでは、「従業員は適切な教育資格を持っているにも関わらず技術レベルの低さやソフトスキル（リーダーシップ、チームワーク等）・行動スキルの欠如により労働生産性に影響を与えている問題」が指摘されており、産業界のニーズに即した技術力やソフトスキル・行動スキルを持つ人材育成の重要性が言及されている。この状況においては、企業にとって即戦力となり得る人材をVETA等が育成できておらず、企業の人材採用・育成コストの膨張さらには競争力向上の抑制要因となっているリスクが考えられ、企業が求めている能力を身に付けた人材育成が急務となっている。

JICAが2021年度に実施した情報収集・確認調査において、タンザニアにおける産業人材育成の課題として、①レベル1からレベル10までの技術レベルの内、職業訓練課程（VET）（レベル1～3）と技術教育訓練課程（TET）（レベル4～6）間の技能の整合性を図り、一貫性のある制度設計を行う必要があること、②職業・技術教育訓練のField Attachment（企業実習）の調整機能不足により全訓練生に受け入れ先を提供できないことや進級に必須科目となっているField Attachmentを実施できないために進級・卒業ができないこと、③産業界が求める能力をカリキュラムに反映するまでに時間を要すること、④職業・技術教育訓練では、企業説明会やジョブフェアといった訓練生向けの職業支援サービスを行っていないこと、が挙げられている。

かかる状況下、教育科学技術省は職業・技術教育訓練を対象に産業界が求める市場価値のある人材育成を目的として技術協力プロジェクト「市場価値のある産業人材育成プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じてプロジェクトの協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、タンザニア側関係者とプロジェクトの内容をM/Mで合意すると共に、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析した上で、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に

係る協力計画の策定及び評価6項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、ソマリア・タンザニアの各国に対して実施予定の協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。各調査における具体的担当事項は次のとおりとする。

【ソマリア】

（１）国内準備期間（2023年9月中旬～2023年9月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（ILO、UNIDO、UN-Habitat、WFP、世界銀行、NGO等）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ソマリア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること（JICAを通じて現地業務開始前に先方関係機関等へ配付する予定です）。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年9月下旬～2023年10月下旬）

- ① JICAケニア事務所等との打合せに参加する。
- ② ソマリア側関係機関との協議（オンライン及びケニアでの対面協議）に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（ILO、UNIDO、UN-Habitat、WFP、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAケニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年10月下旬～2023年11月中旬）

- ① 帰国報告会、調査団内の打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

【タンザニア】

(1) 国内準備期間（2023年11月上旬～2023年11月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関（GIZ、SDC、USAID、KOICA、EU、世界銀行、NGO等）のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タンザニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること（JICAを通じて現地業務開始前に先方関係機関等へ配付する予定です）。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ③ プロジェクトの PDM 案、PO 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年11月中旬～2023年12月上旬)

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (GIZ、SDC、USAID、KOICA、EU、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、R/Dを他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及びM/M (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンスを踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年12月中旬～2024年1月中旬)

- ① 帰国報告会、調査団内の打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

【ソマリア】

業務完了報告書

2023年11月17日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

【タンザニア】

業務完了報告書

2024年1月19日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は各国ごとに「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月 ≤2.0」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、以下を標準とします。

【ソマリア（ケニア）】

日本⇄ドバイ⇄ナイロビ

【タンザニア】

日本⇄ドーハもしくはドバイ⇄ダルエスサラーム

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

【ソマリア】

治安上の理由により、本業務従事者を含む JICA 関係者のソマリアへの入国は禁止されています。したがって、現地派遣期間中の調査及び業務はケニア（主にナイロビ）にて実施します。ケニア国内、特にナイロビを除く地方部で活動を行う場合には、JICA ケニア事務所の指示に従ってください。

現地業務期間は 2023 年 9 月 30 日（土）～10 月 22 日（日）を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

【タンザニア】

現地業務期間は 2023 年 11 月 18 日（土）～12 月 10 日（日）を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

【ソマリア】

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

【タンザニア】

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

【ソマリア】

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：ケニア事務所内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

【タンザニア】

JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：タンザニア事務所、必要に応じてドドマにあるタンザニア事務所のサテライトオフィスを利用することが可能です。（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

【ソマリア】

- ・ソマリア国「若者と脆弱層の雇用促進に係る能力強化プロジェクト」要請書

【タンザニア】

- ・タンザニア国「市場価値のある産業人材育成プロジェクト」要請書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

【ソマリア】

- ・アフリカ地域「アフリカの角地域」脆弱層の雇用環境に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

https://openjicareport. jica. go. jp/213/213/213_400_12369161. html

- ・ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査（職業訓練・産業振興） 最終報告書

https://openjicareport. jica. go. jp/213/213/213_414_1000032709. html

【タンザニア】

- ・タンザニア国産業人材育成にかかる 情報収集・確認調査 最終報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12335154.pdf>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所及びタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上